

デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

- 官民の研究開発投資を2020年に対GDP比4%以上とする政策目標の着実な達成のため、試験研究費の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みへ見直し。
- ビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を試験研究費の範囲に追加。
- 高水準型の適用期限を2年延長。
- オープンイノベーション型の研究開発を促進するため、特別試験研究費制度の使い勝手を向上。

総額型

《現 行》

税額控除率	8～10%（中小法人12%）
控除限度額	法人税額の25%（一般試験研究費）
対象となる試験研究	・製品の製造 ・技術の改良、考案又は発明

増加型(28年度末期限)

税額控除率	試験研究費の増加*に応じ、5～30%
控除限度額	法人税額の10%（増加型 or 高水準型）

*過去3年間の試験研究費の平均と比較

高水準型(28年度末期限)

税額控除率	(試験研究費割合 - 10%) × 20%
控除限度額	法人税額の10%（増加型 or 高水準型）

オープンイノベーション型(特別試験研究)

総額型

《改正案》

税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12～17%※)
控除限度額	法人税額の25%（一般試験研究費） * 中小法人：10%上乗せ（増加率5%超の場合）※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 0～10%上乗せ※ (高水準型との選択)
対象となる試験研究	・ビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を追加

高水準型*

適用期限を2年延長

* 2年間の時限措置
 総額型の控除率については
 大法人:10%超
 中小法人:12%超 の部分



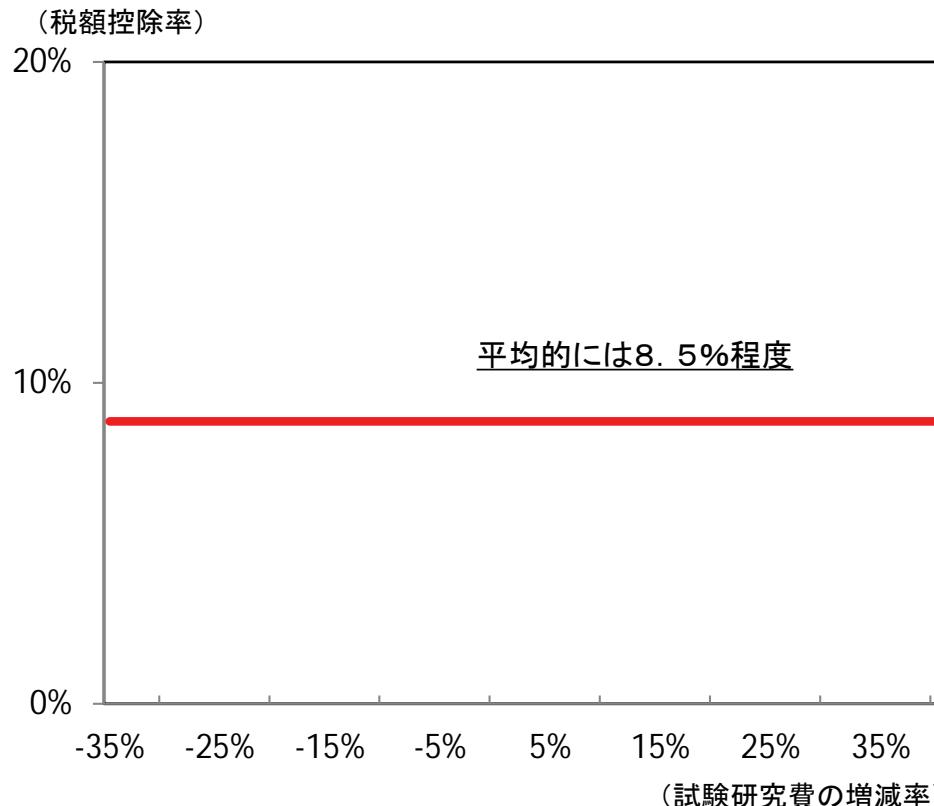
オープンイノベーション型(特別試験研究)

手続きの見直しにより使い勝手の向上を図る

- 現行の総額型が、企業の研究開発投資の一定割合を単純に減税する形となっている構造を見直し、試験研究費の増減に応じた税額控除率とすることで、増加インセンティブを強化。

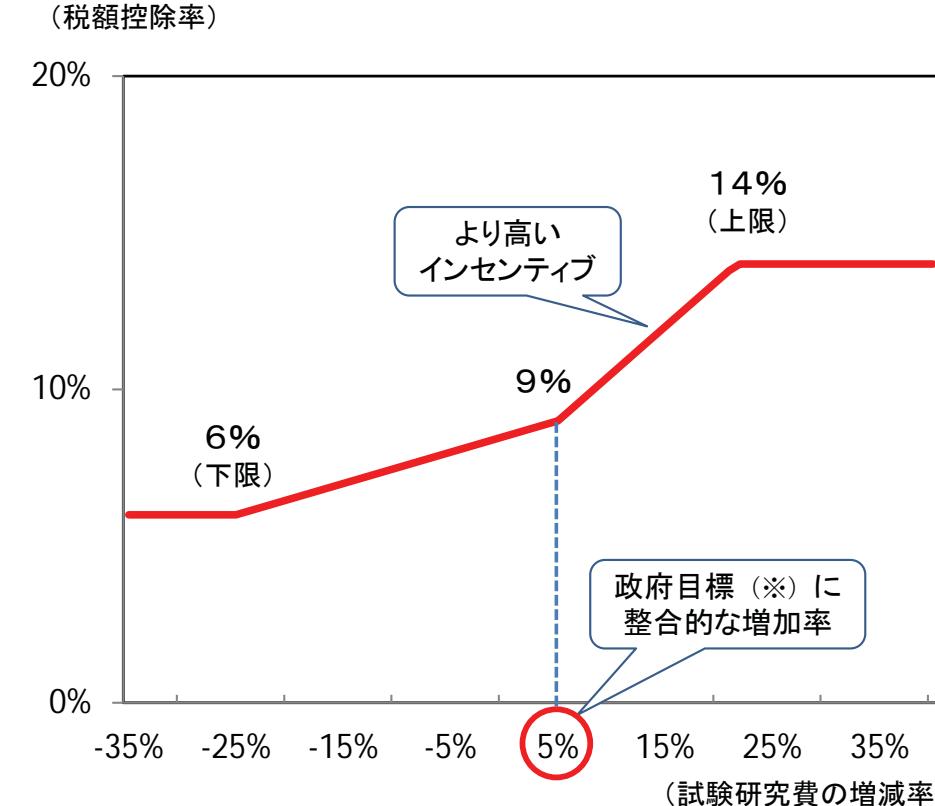
【現 行(総額型)】

試験研究費の増減にかかわらず
一定の税額控除率



【改正案】

試験研究費の増減に応じた税額控除率とし
増加インセンティブを強化



(※) 官民の研究開発投資を2020年に対GDP比4%以上（民間については同3%）とする目標。

- IOT、ビッグデータ、AI等を活用した「第4次産業革命」が進展する中、こうした技術を利用する新たなビジネスの創出を後押しすることが必要。
- 研究開発税制の支援対象に、これまでの製造業による「モノ作り」の研究開発に加え、ビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を新たに追加。

試験研究費の定義（現行制度）

- 製品の製造
- 技術の改良・考案・発明
にかかる試験研究のために要する費用



改正案

- 第4次産業革命型のサービス開発を追加
 - ・センサー等による自動的なデータの収集
 - ・専門家による情報解析技術を用いた分析
 - ・新たなサービスの開発

<参考イメージ（経産省資料より抜粋）>

ヘルスケアサービス

センサーにより個人の運動や睡眠状況、心拍等の情報を収集・分析

→各個人に最適なフィットネスプランや食事プラン等を提供

自然災害予測サービス

ドローンにより山地の地形や降雪状況等を収集・分析

→的確な自然災害予測を提供

農業支援サービス

センサーにより農地の温度や湿度等を細かく収集・分析

→効果的な農作業情報を配信



(出所)Fitbit Web



(出所)iTunesより



(出所)ウォーターセルHP



40

- 現在、オープンイノベーション型については、高い控除率を設定しているにもかかわらず、手続き面の負担等を背景に、十分なインセンティブ効果が発揮できているとは言いがたい状況。
- オープンイノベーション型の手続要件を企業活動の実態を踏まえて適正化することで、オープンイノベーションの更なる促進を図る。

対象費目の拡大

自社外試験研究費の対象となる費目は、原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費に限定。

対象費用の追加・変更の柔軟化

契約変更があった場合には、その契約変更日以後に支出した費用のみが対象。

確認方法の簡素化

事業年度終了時における特別試験研究費の額であるとの確認は、費用内訳(明細書)と領収証等との突合により行うこととされている。

共同・委託研究に要した費用とする。これにより、共同・委託研究先である大学等の研究施設における光熱費、修繕費等が対象となる。

契約変更前に支出した費用であっても、その契約に係るものであることが明らかであり、その支出日と契約変更日が同一事業年度であれば、対象とする。

領収証等との突合までは求めないこととする。

(参考) オープンイノベーションの促進に関連する項目

- 私立大学における受託研究の非課税措置について、実施期間が3ヵ月以上との要件を撤廃、研究結果の帰属や公表に係る要件を緩和

	現 行	改正案																																			
大企業	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給与等支給総額：平成24年度から一定割合以上増加 ② 給与等支給総額：前事業年度以上 ③ 平均給与等支給額：前事業年度を上回る <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与等支給総額の24年度からの増加額の<u>10%</u> <p>«要件①の増加要件割合»</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>増加割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>2%</td></tr> <tr><td>H25</td><td>2%</td></tr> <tr><td>H26</td><td>3%</td></tr> <tr><td>H27</td><td>4%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>5%</td></tr> <tr><td>H29</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>10%控除</p>	年度	増加割合	H24	2%	H25	2%	H26	3%	H27	4%	H28	5%	H29		<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・② 変更なし ③ 平均給与等支給額：前年度比<u>2%以上増</u>の要件に変更 <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、<u>前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ</u> →合計<u>12%</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>増加割合</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>2%</td><td>10%控除</td></tr> <tr><td>H25</td><td>2%</td><td></td></tr> <tr><td>H26</td><td>3%</td><td></td></tr> <tr><td>H27</td><td>4%</td><td></td></tr> <tr><td>H28</td><td>5%</td><td></td></tr> <tr><td>H29</td><td></td><td>12%控除</td></tr> </tbody> </table>	年度	増加割合	税額控除	H24	2%	10%控除	H25	2%		H26	3%		H27	4%		H28	5%		H29		12%控除
年度	増加割合																																				
H24	2%																																				
H25	2%																																				
H26	3%																																				
H27	4%																																				
H28	5%																																				
H29																																					
年度	増加割合	税額控除																																			
H24	2%	10%控除																																			
H25	2%																																				
H26	3%																																				
H27	4%																																				
H28	5%																																				
H29		12%控除																																			
中小企業	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③ 同上 ※ 但し①の増加割合は以下の通り。 <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与等支給総額の24年度からの増加額の<u>10%</u> <p>«要件①の増加要件割合»</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>増加割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>2%</td></tr> <tr><td>H25</td><td>2%</td></tr> <tr><td>H26</td><td>3%</td></tr> <tr><td>H27</td><td>3%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>3%</td></tr> <tr><td>H29</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>10%控除</p>	年度	増加割合	H24	2%	H25	2%	H26	3%	H27	3%	H28	3%	H29		<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③ 変更なし <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、<u>平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合</u>は、<u>給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ</u> →合計<u>22%</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>増加割合</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>2%</td><td>10%控除</td></tr> <tr><td>H25</td><td>2%</td><td></td></tr> <tr><td>H26</td><td>3%</td><td></td></tr> <tr><td>H27</td><td>3%</td><td></td></tr> <tr><td>H28</td><td>3%</td><td></td></tr> <tr><td>H29</td><td>3%</td><td>22%控除</td></tr> </tbody> </table>	年度	増加割合	税額控除	H24	2%	10%控除	H25	2%		H26	3%		H27	3%		H28	3%		H29	3%	22%控除
年度	増加割合																																				
H24	2%																																				
H25	2%																																				
H26	3%																																				
H27	3%																																				
H28	3%																																				
H29																																					
年度	増加割合	税額控除																																			
H24	2%	10%控除																																			
H25	2%																																				
H26	3%																																				
H27	3%																																				
H28	3%																																				
H29	3%	22%控除																																			

- 企業と投資家の対話の充実を図るため、株主総会の開催日の分散等が課題。
- 会計監査人設置会社が事業年度終了後3ヵ月を超えて株主総会期日を設定した場合、株主総会後に法人税の申告を行うことを可能とする。

《現 行》**【原則】**

事業年度終了日後 2ヵ月以内に申告書を提出

【特例】

会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しない場合には、申告期限を事業年度終了後 3ヵ月まで延長可能

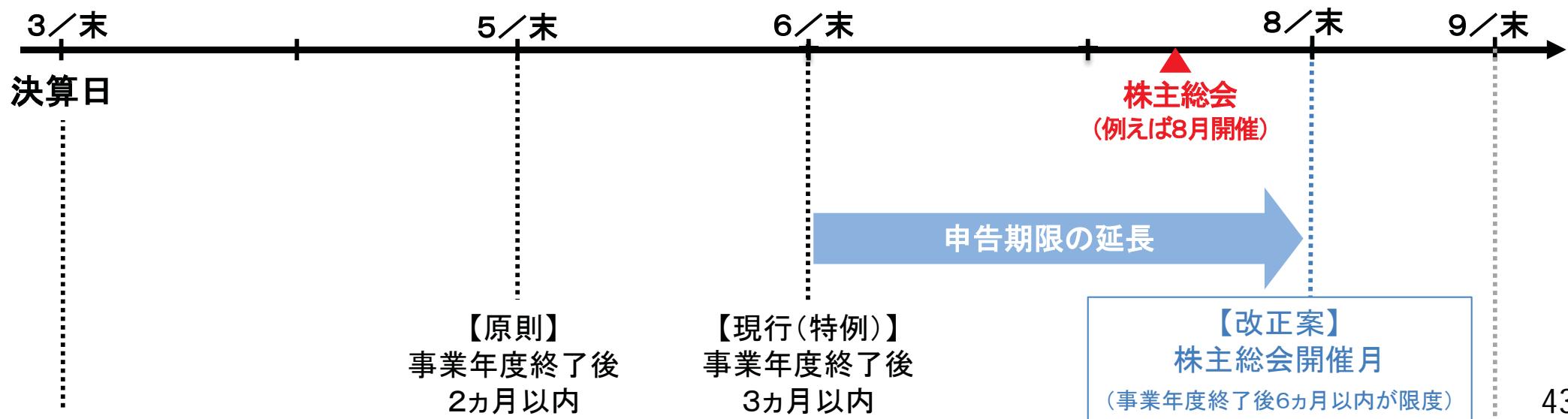
※ 特別の事情がある場合には、税務署長が指定する期間延長可能

《改正案》

会計監査人を置いている法人で、定款等の定めにより事業年度終了後 3ヵ月以内に定時株主総会が招集されない場合には、申告期限を事業年度終了後最大 6ヵ月まで延長可能とする

<株主総会・申告期限のスケジュール例>

(例:3月決算企業が8月に株主総会を開催する場合)



- 「攻めの経営」を促す観点から、経営者に中長期インセンティブを付与するため、利益運動給与について、複数年度の利益に連動したものや、株価に連動したものも損金算入の対象とする等の見直しを行う。

《現 行》

- 役員給与のうち、以下のものは損金算入可

- ① 定期同額給与
1ヶ月以下の一定期間ごとに同額で支給する給与
- ② 事前確定届出給与
所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（譲渡制限付株式による給与も対象）
- ③ 利益運動給与
 1. 利益の状況を示す指標を基礎に算定
 2. 当該事業年度の指標に限定
 3. 確定額を限度とするもの
 4. 非同族会社が支給するもの

※ 退職給与・ストックオプションによる給与は、上記①～③にかかわらず、損金算入

- 謙渡制限付株式(リストリクテッド・ストック)・ストックオプション報酬
自社役員等に付与対象が限定。

（譲渡制限付株式については100%子会社の役員等を含む。）

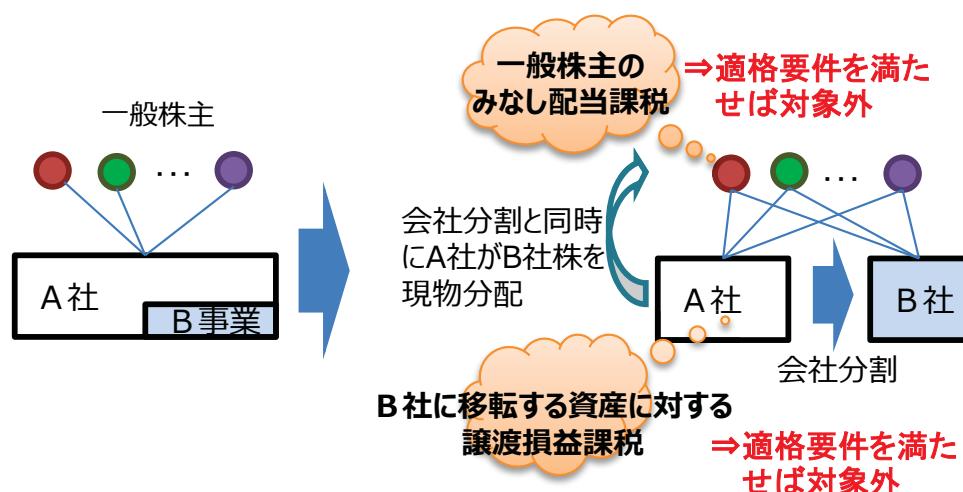
《改正案》

- 
- ① 定期同額給与
同左
 - ② 事前確定届出給与
所定の時期に確定した数の株式・ストックオプションを交付する給与を追加
 - ③ 業績運動給与
 1. 算定指標に株価等を追加
 2. 複数年度の指標を用いることを可能とする
 3. 株式・ストックオプションの確定数を限度とするものを追加
 4. 非同族会社の100%子会社が支給するものを追加
- ※ 業績運動退職給与・ストックオプションによる給与を上記②・③の対象とし、各要件を満たす場合に損金算入可能とする。
- 謙渡制限付株式(リストリクテッド・ストック)・ストックオプション報酬
子会社の役員等にも拡大。

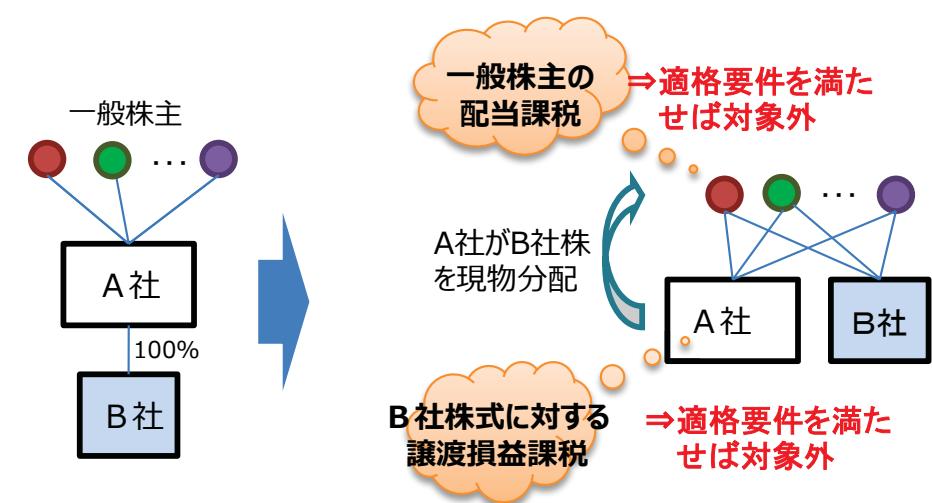
組織再編成税制等の見直し（案）

- 企業の機動的な事業再編を可能とするため、特定事業を切り出して独立会社とする「スピンオフ」を行う際に、一定の要件のもとで、譲渡損益や配当に係る課税を行わないこととする。
(スピンオフを適格組織再編成に追加)

①事業部門のスピンオフの場合(単独新設分割型分割)



②完全子会社のスピンオフの場合(現物分配)



【適格要件】

現行の適格組織再編成の要件を参考に、役員の継続、従業員引継ぎ、事業継続等に係る要件を設ける。

◎ 家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための「積立NISA」を新たに創設する（現行NISAと同様、口座内で生じた配当及び譲渡益について非課税）。

	積立NISA	いずれかを選択	現行NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円 (平成26・27年は100万円)
非課税期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	20年間 (平成30年～平成49年)		10年間 (平成26年～平成35年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について金融庁が定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
制度イメージ	<p>20年間</p> <p>(一定期間ごとに口座開設者に係る確認を実施)</p>	<p>(単位：万円)</p> <p>(単位：万円)</p>	<p>(単位：万円)</p> <p>(単位：万円)</p>

ローカルアベノミクスの推進 (中堅・中小事業者の支援、地方創生の推進)

- 地域経済を牽引する地域中核企業による、地域経済に波及効果のあり、高い先進性を有する新たな事業への挑戦を促すための投資促進税制を創設する。

新たな法的枠組みにおける支援スキーム(案)

地域中核事業計画（仮称）

(認定のポイント)

- ・都道府県の策定する基本計画に合致していること
- ・地域経済に対して高い波及効果があること
- ・国内外における競争力を有すること

(主な支援措置)

課税の特例（注）

金融支援、専門的アドバイス、規制特例

課税の特例措置

(確認における追加要件)

- ・高い先進性を有すること

(注) 前年度の減価償却費の10%を超える設備投資を対象
(地方自治体が事業者として参画する場合を除く)

認定

都道府県

確認※

国

<対象事業のイメージ>

地域固有の強みを活かした以下のような事業を想定。

- ・先端技術を活かした成長ものづくり分野（医療機器、航空機等）
- ・第4次産業革命関連分野（IoT、ビッグデータ、AI等）
- ・食関連・地域商社（農水産品の海外市場獲得等）
- ・新たなニーズをターゲットにした観光・商業、スポーツ活用ビジネス
- ・医療・健康・教育関連サービス 等

課税の特例の対象・内容

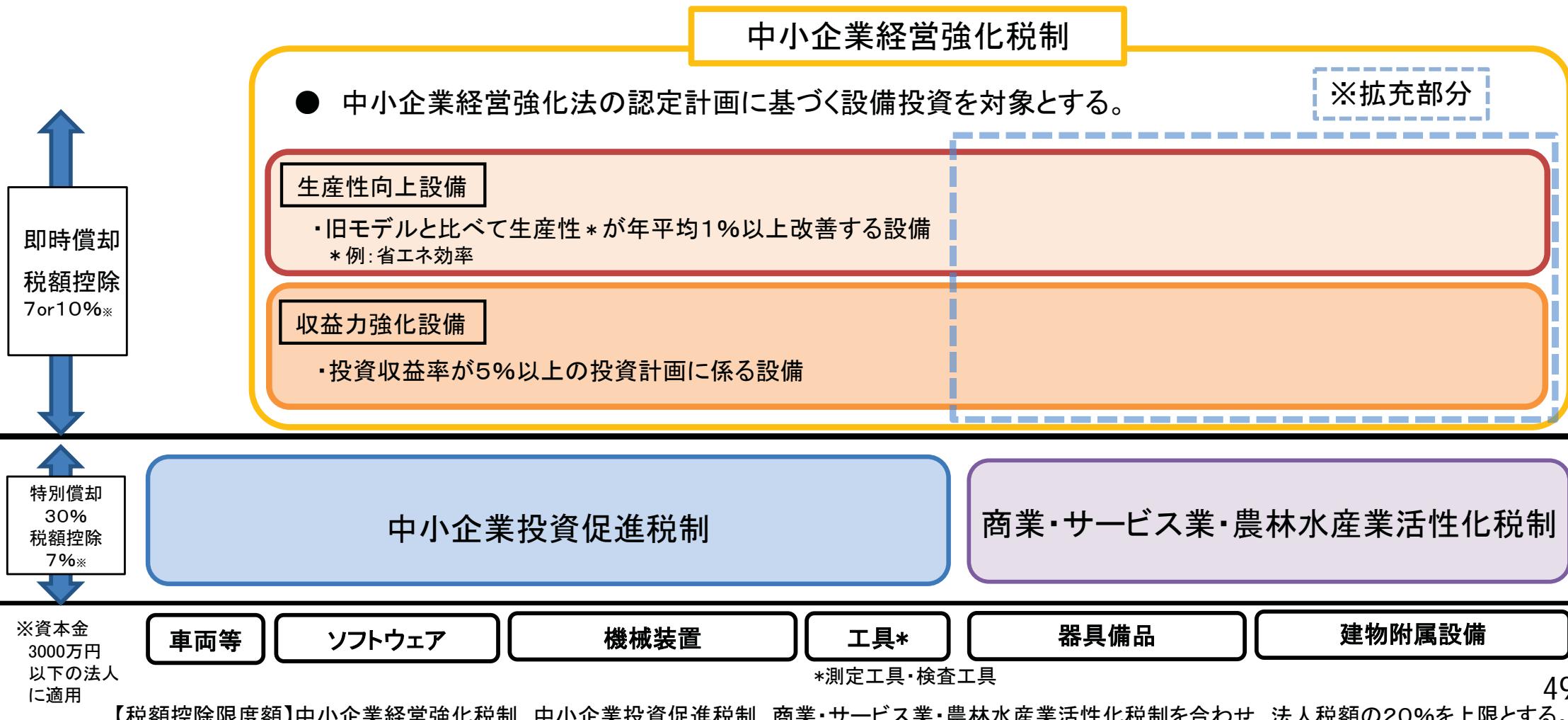
- 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

* 取得価額100億円を限度。

※ 国の確認に際しては、有識者で構成される第三者委員会で評価

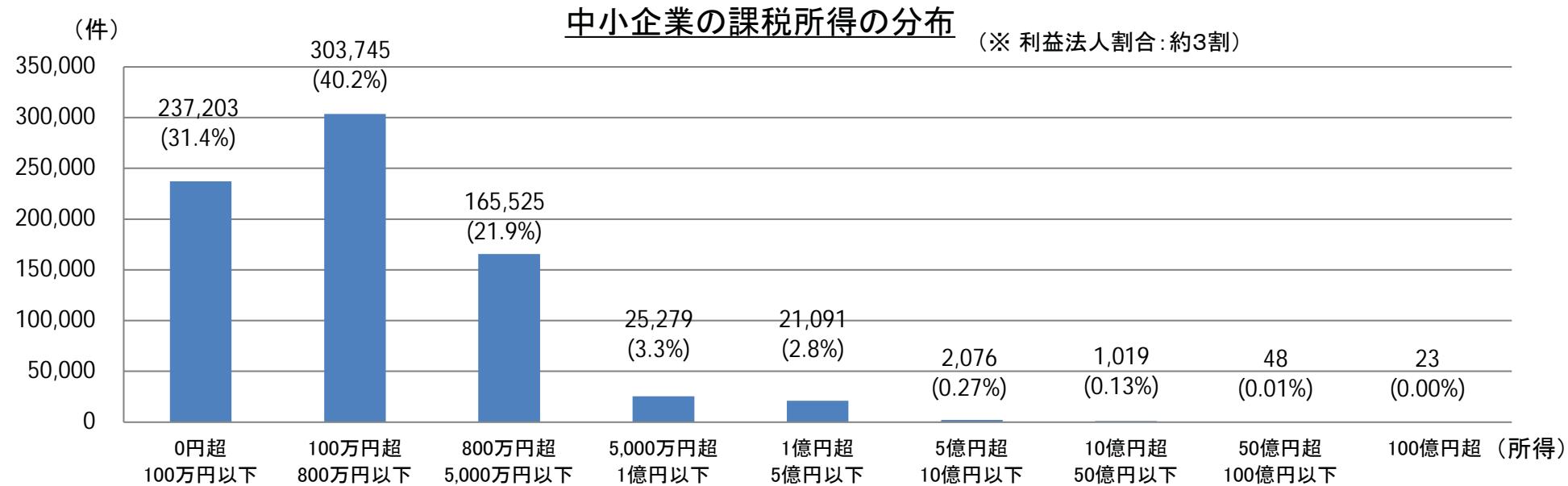
- 中小企業の「攻めの投資」を後押しするとともに、我が国のGDPの約7割を占めるサービス産業の生産性の向上を図るため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設した上で、対象設備を拡充し、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備を追加。適用期間は2年間。
- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限を2年延長。



中小企業向けの租特適用要件の見直し

29改正案

- 財務基盤の弱い中小企業を支援するという本来の趣旨を踏まえ、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得(過去3年間平均)が15億円以下であることを加える(平成31年4月より適用)。
- この対象となる措置は、租税特別措置法における中小企業向け優遇措置のみ(法人税法に規定される欠損金の繰越控除や地方税法本則に規定される外形標準課税等については、従前通り、中小企業として取り扱う)。



(注)「租税特別措置の適用実態調査」(26年度)より作成。括弧の中の数字は利益法人に占める割合。

【参考1】平均所得(利益法人の10年平均)

大企業 (資本金1億円超)	中小企業 (資本金1億円以下)
15億円	1,600万円

【参考2】会計検査院の財務大臣・経済産業大臣に対する意見表示(22年10月26日)(抄)

多額の所得を得ていて財務状況が脆弱とは認められない中小企業者が、中小企業者に適用される特別措置の適用を受けている事態が見受けられたことから、財務省及び経済産業省において、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱な中小企業者を支援するという当該特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、中小企業者に適用される特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

○ 要件の緩和 ~安心して制度が利用できるように~

1. セーフティネット規定の創設 ⇒ 災害等で要件を満たさなくなった場合でも引き続き猶予を継続

①災害による資産の被害が大きい会社、②従業員の多くが属する事業所が被災した会社、
 ③災害や主要取引先の倒産等により売上高が大幅に減少した一定の会社について、雇用確保要件の
 緩和等を行う。

2. 雇用確保要件の計算方法の見直し ⇒ 従業員の少ない小規模事業者に対する配慮

維持すべき従業員数〔贈与時等の従業員数×80%〕の計算上、端数を切り捨て(現行:切上げ)【政令事項】

○ 生前贈与の促進 ~早期の計画的な事業の承継を支援~

3. 相続時精算課税制度の併用を可能に ⇒ 取消時の税負担への不安を軽減

贈与税の納税猶予の適用を受ける株式等について、相続時精算課税制度の適用を可能とする。

4. 切替要件の見直し ⇒ 意欲ある中小企業者の成長を支援

生前贈与後に贈与者が死亡し相続税の納税猶予を適用する際、中小企業者要件・非上場会社要件を撤廃。

○ 手続の簡素化 ~より使い勝手のよい制度へ~

5. 資産管理会社要件の報告の簡素化、提出書類の削減 ⇒ 制度利用に伴う事務負担を軽減 【省令事項】

- ローカルアベノミクスを推進する観点から、地方拠点強化税制の投資減税部分の控除率を維持するとともに、地方拠点での新規雇用者数に応じた税額控除制度について、無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額を上乗せ。

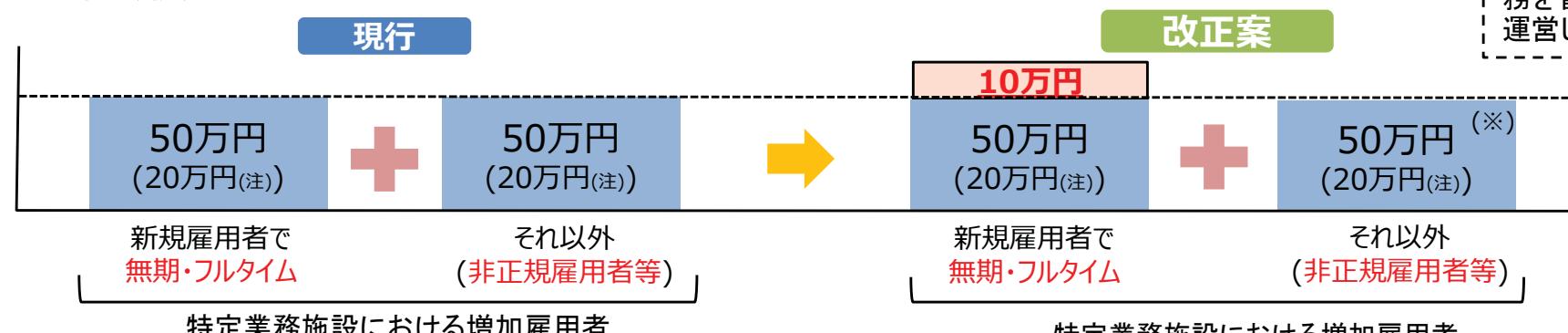
① オフィス等に係る税額控除 ⇒ 税額控除率を現行水準に維持。

類型	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
			現行	改正案
移転型	7 %	7%	4 %	<u>7%</u>
拡充型	4 %	4%	2 %	<u>4%</u>

② 雇用促進税制の特例の拡充 ⇒ 無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額を上乗せ

<移転型の1階部分、拡充型>

【特定業務施設】
事業者の事業や業務を管理、統括、運営している施設



(注) 法人全体の雇用者増加率が10%未満の場合は20万円

※ 特定業務施設における新規雇用者のうち、非正規雇用者の比率が全国平均(40%)を超える場合、超過した非正規雇用者に関する税額控除額は10万円減額。

③ 移転型事業の要件緩和

⇒ 特定業務施設での増加従業員の過半数が東京23区からの転勤者であるとの要件を緩和し、東京23区における従業員の減少人数に応じて、特定業務施設での新規雇用者を含めることができることとする。

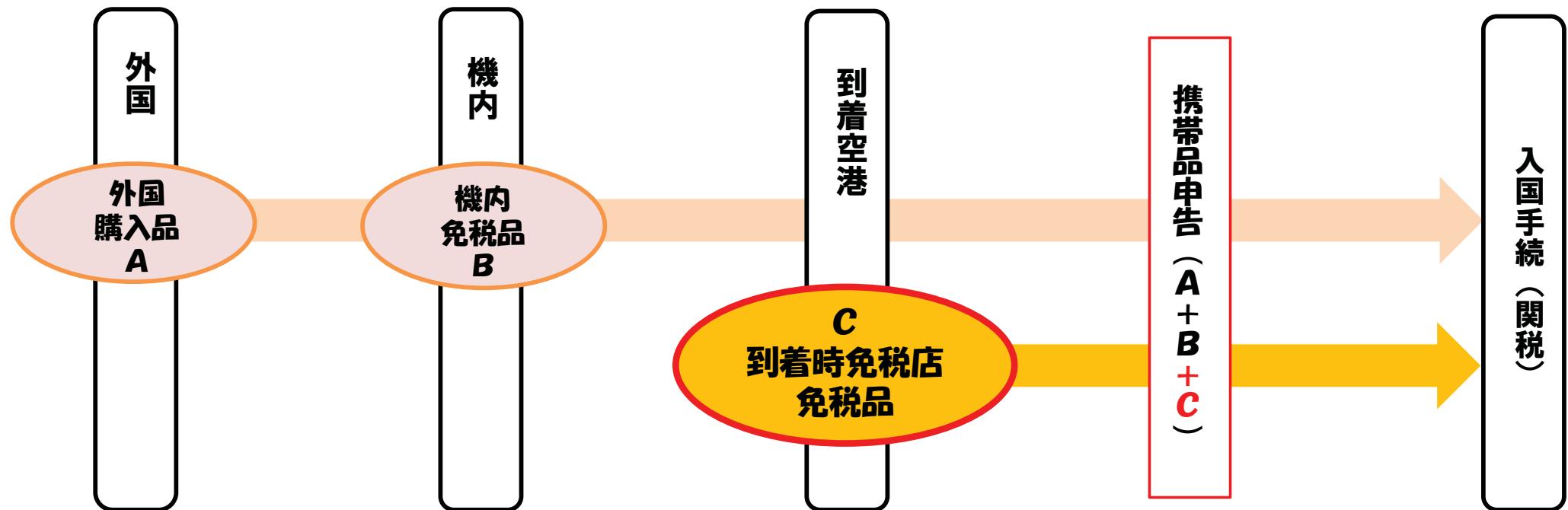
到着時免税店の導入(案)

【現 行】 旅客がその入国際に携帯して輸入する個人使用目的の物品は、関税及び内国消費税(酒税・たばこ税を含む)が一定の範囲内(※)で免除される(携帯品免税制度)。

※ 酒類3本、たばこ2カートン(居住者)、香水2オンス、その他合計額20万円以下の物品

【見直し案】 旅客の利便性の向上等の観点から、全国各地の空港等の到着エリアにおける免税店(いわゆる到着時免税店)の導入を可能とし、到着時免税店において購入した物品を現行の携帯品免税制度の対象に追加する。

【入国旅客の免税品購入の流れ】

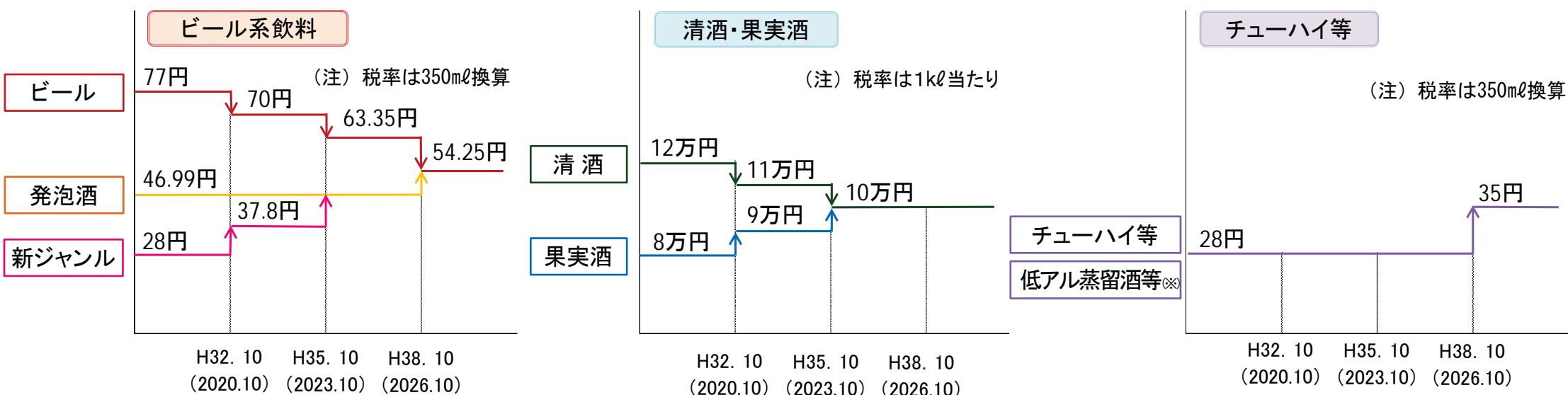


酒税改革(案)について

- 類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えていたり、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、ビール系飲料や醸造酒類の税率格差の解消、ビールの定義拡大など、酒税改革に取り組む。
- この改革は、厳しい財政状況や財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、税収中立で行う。
- 税率の見直しに当たっては、消費者や酒類製造者への影響に配慮して、十分な経過期間を確保しつつ段階的に進める。
税率の段階的な見直しについては、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 今回の酒税改革により、酒類製造者が消費者にとって真に魅力ある商品の開発に経営資源をシフトすることや、地域の特色を活かした魅力ある商品の開発が進み、地方創生の牽引役となることが期待される。
さらに、国際的にも評価される商品の開発が進み、日本産酒類のブランド価値の向上や、日本の酒類産業の国際競争力の強化にもつながる。

税率構造の見直し(案)

- ビール系飲料の税率について、平成38年10月に、1kℓ当たり155,000円(350mℓ換算54.25円)に一本化する(3段階で実施)。
- 釀造酒類(清酒、果実酒等)の税率について、平成35年10月に、1kℓ当たり100,000円に一本化する(2段階で実施)。
- その他の発泡性酒類(チューハイ等)の税率について、平成38年10月に、1kℓ当たり100,000円(350mℓ換算35円)に引き上げる。これにあわせて、低アルコール分の蒸留酒類及びリキュールに係る特例税率についても、平成38年10月に引き上げる。
- 税率の段階的な見直しについては、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

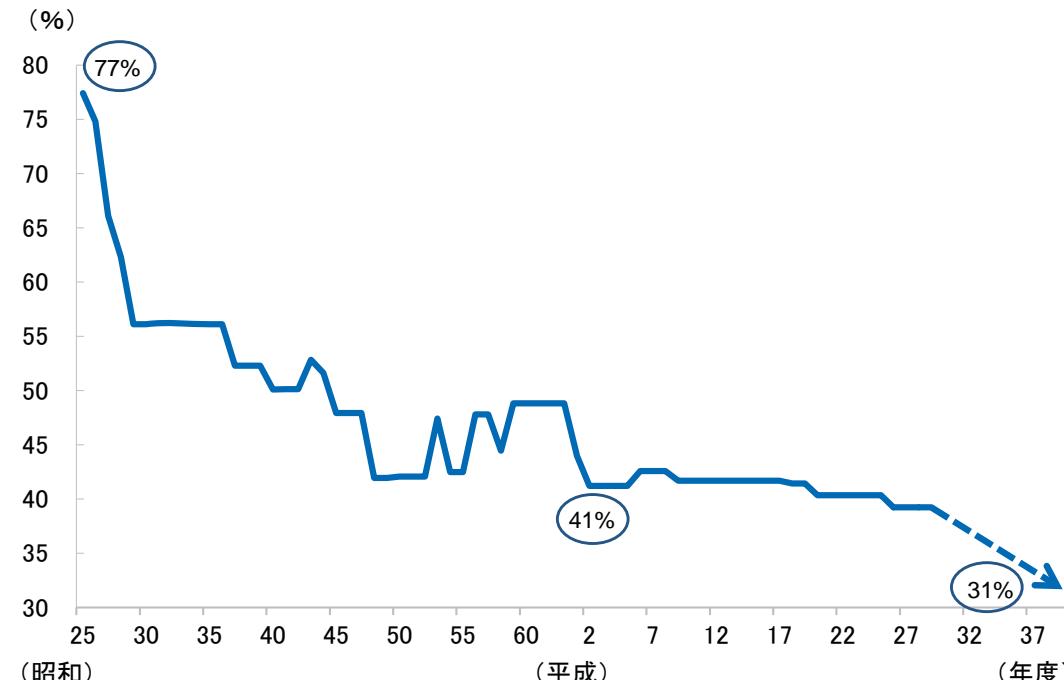


(※) 低アルコール分の「蒸留酒類」
及び「リキュール」に係る特例税率(下限税率)**55**

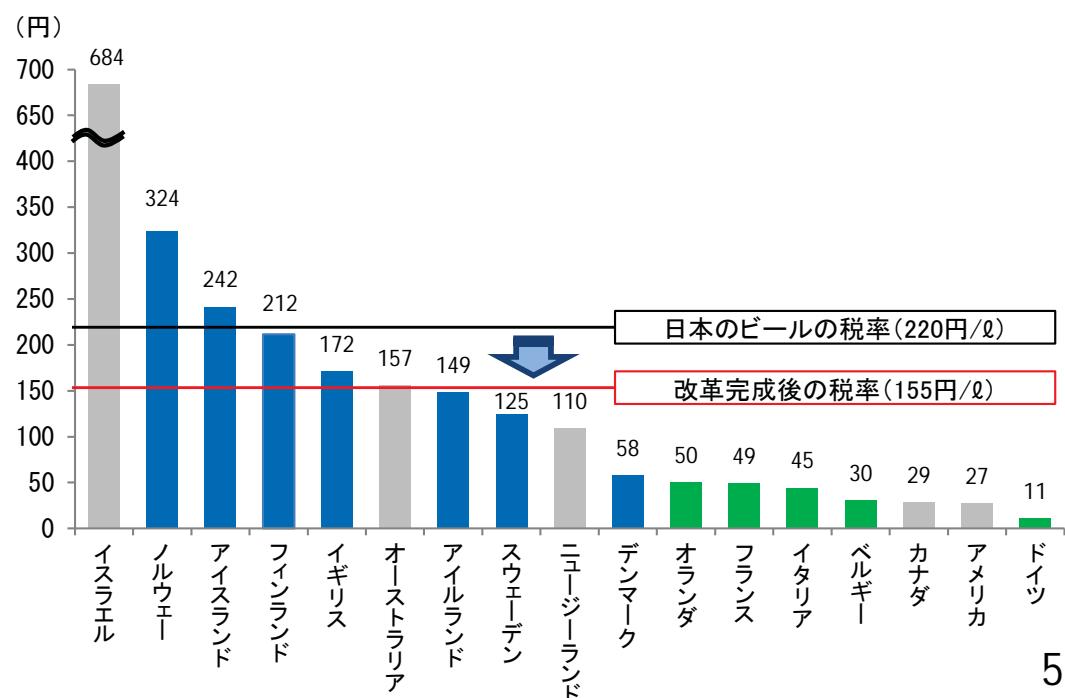
税率一本化後の水準(ビール系飲料)

- 今回の改革により、ビール系飲料の税率を54.25円に一本化することで、ビールの税率としては、価格比で見て戦後最低水準となる。
- 「日本のビールの税率は、国際的に見て高い」と言われることがあるが、たとえばヨーロッパでは、清潔な飲み水を手に入れることができ難しかった時代からビールが好まれていたという歴史があるとも言われており、こうした国情の違いも踏まえれば、単純な比較は馴染まない。それでも、今回の改革によりビールの税率が54.25円まで下がれば、イギリスやオーストラリア等並みとなり、国際的に遜色の無い水準になると言える。

ビール(大瓶633ml)の酒税負担率の推移

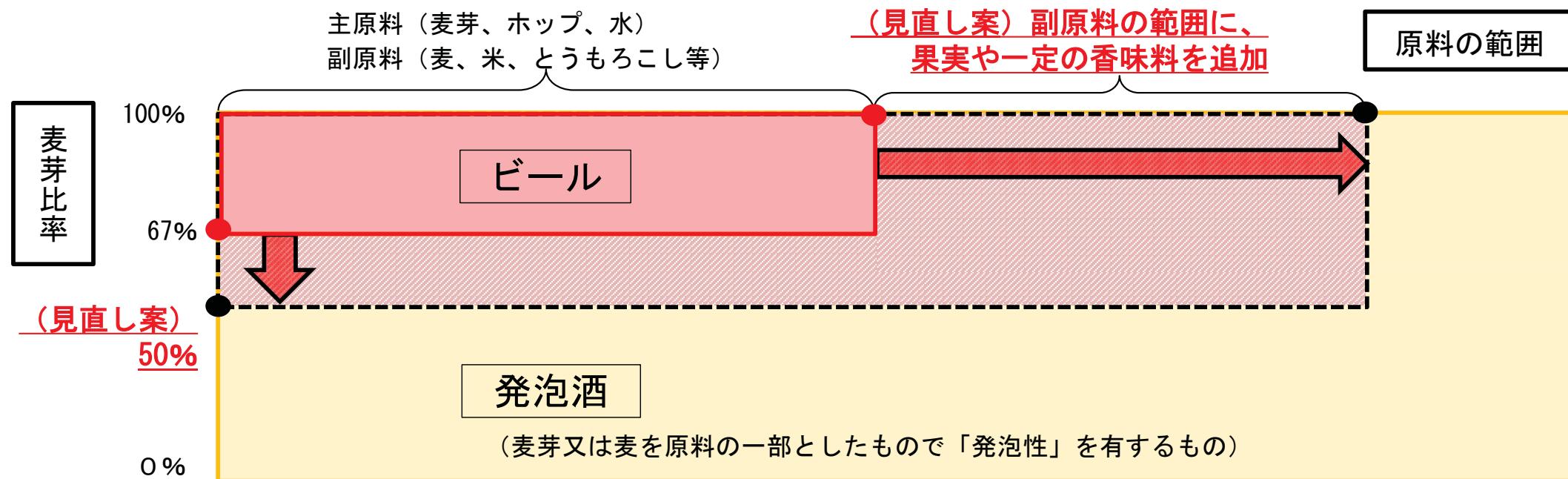


主なOECD諸国におけるビール(1ℓあたり)に係る酒税額



ビールの定義の拡大(案)

- 現行の「ビール」の定義(=「ビール」と表示して販売できる商品の範囲)は、麦芽比率は67%以上とされ、麦芽、ホップ及び水以外に使用できる副原料は、麦、米、とうもろこし等に限定されている。
(多様な副原料を用いた商品や麦芽比率が若干低い商品は、「ビール」と同じ税率が適用されるが、分類上は「発泡酒」となり、「発泡酒」と表示して販売することが求められる。)
- 地域の特産品を用いた地ビールの開発を後押しする観点や、外国産ビールの実態を踏まえ、平成30年4月に、麦芽比率50%以上の商品や、副原料として果実(果肉・果皮)や一定の香味料を少量用いている商品を、ビールの定義に追加する。



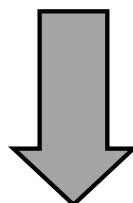
ビール系飲料の範囲拡大(案)

- ビール系飲料の税率一本化に向けて、新ジャンルのほか、将来的に開発されうる類似商品も含めてその対象に取り込めるよう、ホップを原料の一部とする商品や、色度や苦味価が一定以上の商品を発泡酒の定義に追加することとし、ビール系飲料の第2段階の税率見直しとあわせて、平成35年10月より実施する。

税率(350ml換算)

現 行

	ビール	✓麦芽・ホップ・水・法定副原料のみ使用 ✓麦芽比率67%以上	77.00円
	発泡酒	✓麦芽を使用	46.99円
	新ジャンル	✓エンドウたんぱく・ホップ等を使用 ✓発泡酒(ホップ使用)に麦スピリッツを混和	28.00円
	その他の発泡性酒類	✓その他(チューハイ等)	



(※1) 新ジャンル以外でホップを使用する発泡性酒類の税率は、ビール並びとされている。

改革完成後

	ビール	✓麦芽・ホップ・水・ <u>法定副原料(一部拡大)</u> のみ使用 ✓麦芽比率 <u>50%</u> 以上	<u>54.25円</u>
	発泡酒	✓麦芽を使用 ✓ <u>ホップを使用</u> (※現行の新ジャンルは全て該当) ✓ <u>その他のビール類似商品 (苦味価・色度一定以上)</u>	<u>54.25円</u>
	その他の発泡性酒類	✓その他(チューハイ等)	<u>35.00円</u>

(※2) 税率見直しの第2段階では、新たに発泡酒に追加される酒類(新ジャンル以外)の税率は、ビール並びとする。58

○ 訪日外国人旅行者等向けに製造場で販売した酒類に係る酒税の免税制度の創設

地方創生の推進や日本産酒類のブランド価値向上等の観点から、「酒蔵ツーリズム」の魅力を高めていくため、酒類製造者が輸出酒類販売場(仮称)の許可を受けた製造場において外国人旅行者等向けに販売した酒類について、酒税を免税とする制度を導入する。

(許可要件)

- ・ 消費税の輸販場の許可を受けた製造場であること
- ・ 過去に許可の取消しを受けた者の製造場でないこと 等
- (免税対象酒類)
- ・ 製造免許を受けた酒類と同一品目
- ・ 製造者が自ら製造した酒類 等



○ 構造改革特区における酒類の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和

地域の特色を活かした酒類の製造を後押ししていく観点から、構造改革特区の枠組みを活用して、「単式蒸留焼酎」の製造過程で製成される少量の初垂れ(酒税法上の「原料用アルコール」)を特区内で提供する場合や、地域の特産品を原料として「単式蒸留焼酎」を少量製造しようとする場合に、各酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととする。

① 単式蒸留焼酎製造免許保持者の「原料用アルコール」最低製造数量基準

- 単式蒸留焼酎の製造免許を受けている製造場において
- 地域の特産物を原料として原料アルコール(単式蒸留焼酎の製造過程で得られるものに限る)を製造し
- 特区内の旅館・飲食店等で飲用に供する

場合には、



最低製造数量基準
(原料用アルコール)

「適用除外」
(本則: 6kℓ/年)

② 単式蒸留焼酎の製造免許に係る最低製造数量基準

- 地域の特産品を原料として
- 単式蒸留焼酎を少量製造(年間10kℓまで)しようとする

場合には、



最低製造数量基準
(単式蒸留焼酎)

「適用除外」
(本則: 10kℓ/年)

経済活動の国際化・ICT化への対応と 租税回避の効果的な抑制

「今後の国際課税のあり方についての基本的考え方」(骨子)

1. 問題意識

- 企業の健全な海外進出の促進と、租税回避・税源浸食の防止
⇒ 今後、国際課税に関する制度改正に取り組むに当たっては、グローバル経済の構造変化や日本経済の位置づけ等を踏まえた「基本的考え方」を明確にし、整合的・戦略的に検討する必要

2. グローバル経済・日本経済の構造的变化

- グローバル経済における過去20年の構造変化
 - ・新興国・途上国の経済規模や存在感の拡大
 - ・様々な税制上の優遇措置を持つことで知られる経済規模の小さな国・地域を経由地とするクロスボーダーの直接投資の増加
 - ・オフショア・センターへの資本蓄積
 - ・自国での知的財産開発の取組みと比べ多額の知的財産由来の使用料を受け取っている国の登場
- グローバル経済と日本経済との関係における過去20年の主要な変化
 - ・日本の対外直接投資残高は約5倍増、証券投資は約4倍増
⇒ 日本は主要な資本輸出国であり、世界最大の対外純資産保有国
 - ・クロスボーダーの知的財産使用料収支は世界3位の水準である2.4兆円の受取超へと大幅に改善
⇒ 日本は世界で主要な知識・技術の開発・輸出国
 - ・上記は、日本の経常収支の黒字に寄与、ただし、国際課税のあり方を考える上で、以下の動きには要留意
 - ✓ 日本からオランダへの直接投資残高が約10倍に増加
 - ✓ 日本からケイマン諸島への証券投資残高がアメリカに次ぐ第2位の水準(約60兆円)に増加
 - ✓ 日本からの知的財産使用料の純支払額が最も多いのはシンガポール

3. 今後の国際課税のあり方に関する基本的考え方

- ① 各国による「BEPSプロジェクト」の合意事項の着実な実施を日本がリードし、健全な企業活動を支えるグローバルに公平な競争条件を確立。
(※ 新興国・途上国による国際課税のルールメイキングへの関与を深めるとともに、自ら参加して決めたルールを確実に遵守させることが重要)
- ② 「グローバル企業の経済活動が行われる場所と、税が支払われるべき場所とを一致させる」ことにより、企業の健全な海外展開を支援しつつ、租税回避を効果的に抑制する。
(※ 日本で生み出された知的財産が、海外のペーパーカンパニーへと移されるという「知の国外流出」のリスクに対応することが重要。なお、知的財産は、研究開発等を通じた価値創造の場所と、開発された知的財産を活用した収益事業が行われる場所という2つが想定される点に要留意。)
- ③ 各国の税務当局間における情報交換ネットワークの拡大と強化等を通じて税の透明性を向上させるグローバルな取組みの実効性を高めていく。

4. 個別の制度改革に当たっての視点

(1)これまでの取組み

- 「日本企業の積極的な海外展開支援を通じた国際競争力の強化」と「租税回避への対応」という2つの政策的要請のバランスを取りながら、国際課税に関する制度改正を実施。
 - 「外国子会社配当益金不算入制度」の導入(平成21年度税制改正)
⇒ 日本企業による積極的な海外展開と、その果実の日本経済への還流を支援
 - 「過大支払利子税制」の導入(平成24年度税制改正)
⇒ クロスボーダーの関連者間で所得金額に比して過大な利子の支払を通じた租税回避に対応
 - 「多国籍企業のグローバルな活動状況に関する報告書」の提出制度の導入(平成28年度税制改正)
⇒ 「BEPSプロジェクト」の合意事項への対応
 - 「非居住者が保有する金融機関の口座情報の国際的な自動的交換の枠組み」の整備(平成27年度改正)

4. 個別の制度改革に当たっての視点

(2) 今後の取組み

① 平成29年度税制改正に当たり対応する事項(「外国子会社合算税制」の見直し)

- 企業の健全な海外展開を促進しつつ、公平な競争条件を損なう租税回避には従来よりも効果的に対応
 - 租税回避リスク(合算対象所得)を、子会社の租税負担割合や会社全体の事業実体の有無といった「会社の外形」から判断するアプローチを、外国子会社の「個々の所得等の内容」に応じて把握するアプローチへと変更
 - 企業に過剰な事務負担が発生しないよう、所要の措置を設定
 - 税に関する透明性向上に向けた進捗が見られない国・地域に対して、他のG20諸国と足並みを揃えた「防御的措置」を発動できるよう整備

② 中期的に取り組むべき事項

○ 移転価格税制

知的財産等の無形資産を、税負担を軽減する目的で海外へと移転する行為等に対応すべく、「BEPSプロジェクト」で勧告された「所得相応性基準」の導入を含め、必要な見直しを検討

○ 過大支払利子税制

関連者への過大な利払いによる租税回避を効果的に抑制すべく、「BEPSプロジェクト」の勧告を踏まえた見直しを検討

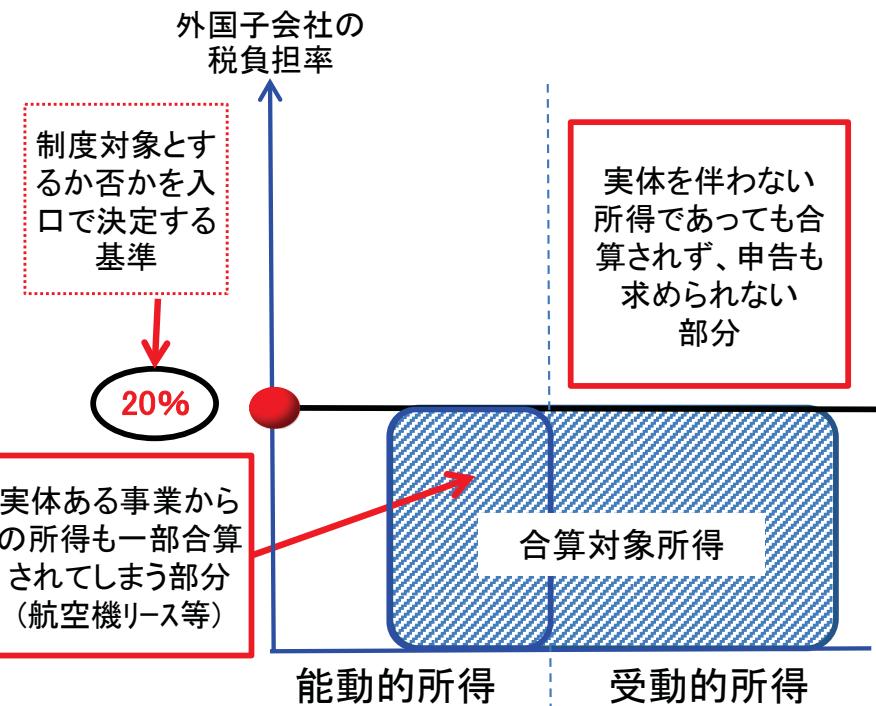
○ タックスプランニングの義務的開示制度

「BEPSプロジェクト」の最終報告書や諸外国の制度や運用実態等も踏まえ、日本での制度導入の可否を検討

- 「外国子会社合算税制」とは、外国子会社を利用した租税回避を抑制するために、一定の条件に該当する外国子会社の所得を、日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課税する制度。
- 現行制度には、外国子会社の税負担水準が20%(トリガー税率)以上であれば経済実体を伴わない所得であっても合算されず、申告も求められない一方で、実体ある事業から得た所得であっても合算されてしまう場合がある、という問題あり。
- 平成29年度税制改正においては、「BEPSプロジェクト(行動3)」の合意や「平成28年度与党税制改正大綱」で示された方向性を踏まえ、租税回避をより的確に抑制するとともに、日本企業の海外展開を阻害しないような制度とすべく、以下の方向性で制度を見直し。

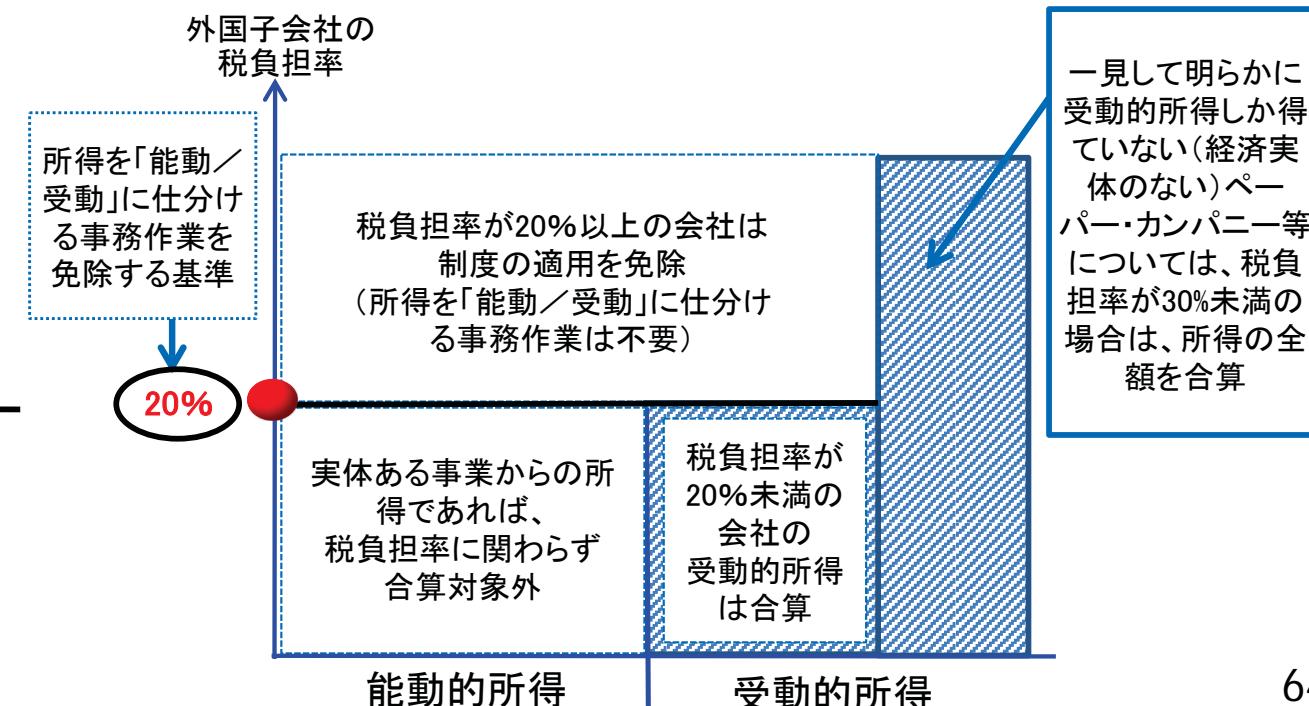
現行制度のイメージ

— 租税回避リスクを、外国子会社の外形(会社全体の税負担率(20%未満)や会社としての実体の有無等)により把握



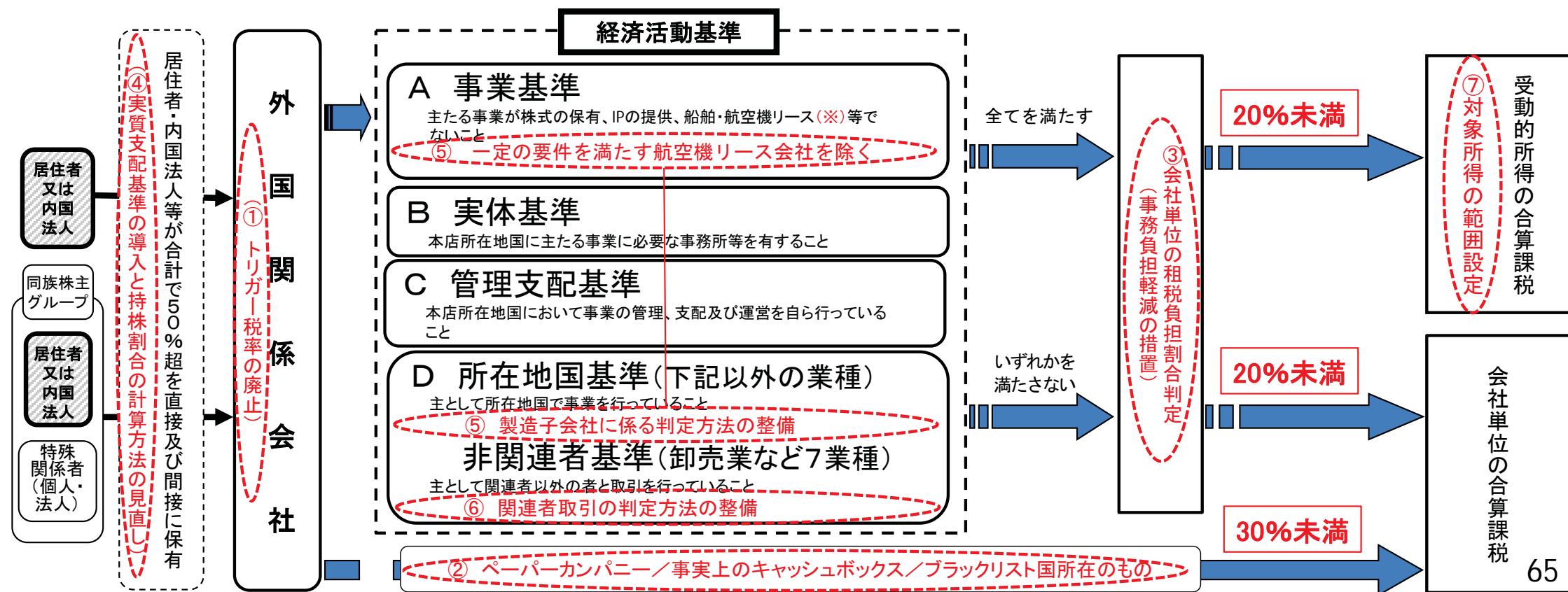
見直し案のイメージ

— 租税回避リスクを、外国子会社の個々の活動内容(所得の種類等)により把握
— 租税回避リスクの低い外国子会社に、所得を「能動／受動」に分類する事務作業が発生しないよう、一定の税負担をしている外国子会社は適用を免除



- 日本企業の海外における事業展開を阻害することなく、効果的に租税回避リスクに対応できるよう、現行制度の骨格は維持しつつ、以下を見直し。見直しに当たっては、租税回避に関与していない企業に過剰な事務負担がかからないよう配慮。

見直しの目的	内容
■ 会社単位の税負担率が一定率(トリガー税率)以上である事のみを理由に、合算対象とされないことへの対応	■ トリガー税率を廃止し(①)、ペーパーカンパニー等の所得は、原則、会社単位で合算(②) (注:ただし、一定の保険委託者・資源投資法人については、事業実態に配慮した特例を措置)
■ 租税回避リスクに効果的に対応しつつ、現行制度と比較して過剰な事務負担が企業にかかるないようにする	■ 事務負担軽減の措置として、会社単位の租税負担割合「20%」による制度適用免除基準を設定(③)
■ 資本関係はないが、契約関係等により子会社を支配しているケースや間接支配への対応	■ 実質支配基準の導入と持株割合の計算方法の見直し(④)
■ 実体ある事業を行っている航空機リース会社や製造子会社の所得が合算されないよう対応	■ 事業基準・所在地国基準の判定方法の見直し(⑤)
■ 第三者を介在させることで、「非関連者基準」を形式的に満たすケースへの対応	■ 非関連者基準の判定方法の見直し(⑥)
■ 経済実体のない、いわゆる受動的所得は合算対象とする	■ 受動的所得の対象範囲の設定(配当、利子、無形資産の使用料等)(⑦) (注:ただし、金融機関が本業から得る金融所得は合算対象から除外)



国外財産に係る相続税等の納税義務の範囲の見直し（案）

29改正案

- ① 駐在など住所が一時的な外国人については、その住所がないものとみなす(注)。
⇒ 一時的に日本に住所を有する外国人同士の相続等の場合には、国外財産(本国の自宅等)に日本の相続税が課税されないこととなり、高度外国人材等の受入れの促進につながる。
- ② 贈与者と受贈者の双方が5年超国外に居住してから国外財産を贈与する等の租税回避を抑制するため、国内に住所を有していない期間の基準を「5年以内」から「10年以内」とする。
- ③ 租税回避抑制(※)のため、日本の住所・国籍を有しない者が、過去10年以内に日本に住所を有していた者(短期滞在の外国人を除く)から相続等により取得した国外財産を課税対象とする。
※外国で出生して日本国籍を取得しなかった子に対して一時的に国外に住所を移した上で国外財産を贈与する等の行為を想定

被相続人 贈与者	相続人 受贈者	国内に 住所あり	国内に住所なし			日本国籍 なし
			日本国籍あり	5年以内に住所あり → 10年以内に住所あり	5年以内に住所なし → 10年以内に住所なし	
国内に 住所あり	①住所が一時的な外国人は その住所がないものとみなす(注)					
国内に 住所なし	5年以内に住所あり → 10年以内に住所あり		国 内 ・ 国 外 財 产 と も に 課 税		③	
	5年以内に住所なし → 10年以内に住所なし			②	国内財産のみに課税	

②③租税回避を抑制するため、国外財産への課税範囲を拡大

(注)具体的には、現在日本に住所のある外国人については、出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格の者で過去15年以内に日本に住所を有していた期間の合計が10年以下である場合は、日本に住所を有したことがない者と同様の扱いとする。

現在日本に住所を有していないが過去10年以内に住所があった外国人である被相続人等については、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者である場合は、日本に住所を有したことがない者と同様の扱いとする。

仮想通貨に係る課税関係の見直し(案)

- 資金決済に関する法律の改正により仮想通貨が支払の手段として位置づけられることや、諸外国における課税関係等を踏まえ、仮想通貨の取引について、消費税を非課税とする。

※ 平成29年7月1日以後に行う取引について適用する。

G 7各国における仮想通貨の譲渡に係る付加価値税等の課税状況

諸外国	税務当局等のスタンス
 米国 (NY州) ※州レベルで小売売上税を課税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非課税対象との見解を州税務当局が公表（2014年12月）。 ※ 連邦税法上、仮想通貨は資産として取り扱われているところ、同州では、無形資産の譲渡は小売売上税は非課税とされており、仮想通貨の譲渡はこれに該当するとした。
 イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ○ EU付加価値税指令に規定する非課税対象に該当する旨、 欧州司法裁判所が判決（2015年10月）。
 ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ※ 仮想通貨は、指令上非課税とされる「通貨・銀行券・硬貨」のカテゴリーに該当すると判示。
 フランス	
 イタリア	
 カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税務当局から見解は示されていない（2016年9月時点）。

《参考》

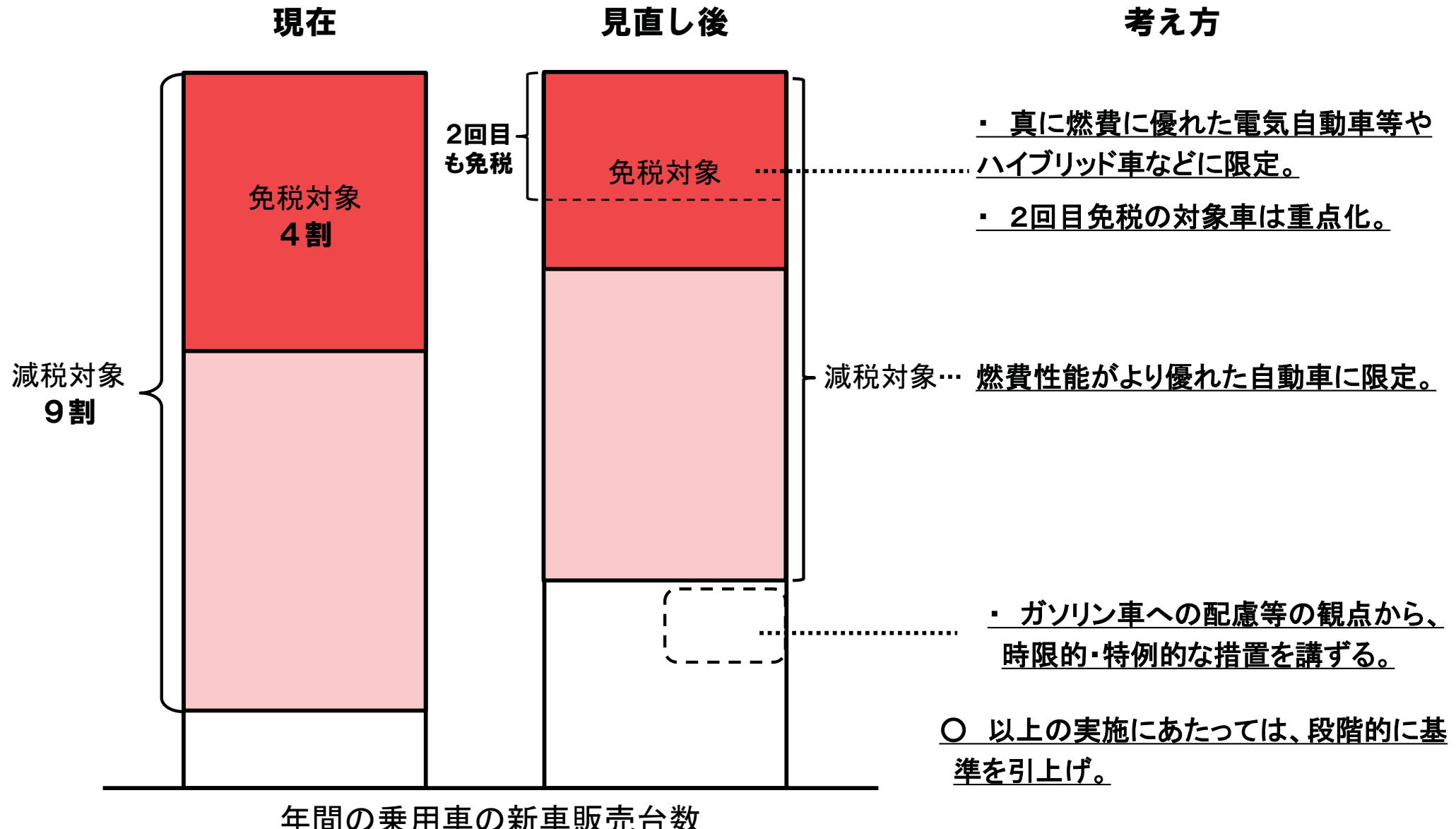
資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）（未施行）

第二条（定義）

- 5 この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
 - 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

その他

エコカー減税の対象範囲の見直しの考え方



自動車重量税のエコカー減税の見直し（案）（乗用車）

	現行		29年5月1日～30年4月30日		30年5月1日～31年4月30日	
	初回車検	2回目車検	初回車検	2回目車検	初回車検	2回目車検
電気自動車等（注1）	免税	免税	免税	免税	免税	免税
2020年度燃費基準+50%達成	免税	免税	免税	免税	免税	免税
2020年度燃費基準+40%達成	免税	免税	免税	免税	免税	
2020年度燃費基準+30%達成	免税	免税	免税		▲75%軽減	
2020年度燃費基準+20%達成	免税	免税	▲75%軽減		▲75%軽減	
2020年度燃費基準+10%達成	▲75%軽減		▲50%軽減		▲50%軽減	
2020年度燃費基準達成	▲50%軽減		▲25%軽減		▲25%軽減	
2015年度燃費基準+10%達成	▲25%軽減		▲25%軽減		(本則)	(注2)
2015年度燃費基準+5%達成	▲25%軽減		(本則)	(注2)		
2015年度燃費基準達成	(本則)					

(注1)電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車。

(注2)ガソリン車への配慮、円滑な基準の切替えの観点から、経過措置として、平成29年5月1日～平成30年4月30日の間は、2015年度燃費基準+5%達成しているガソリン車（ハイブリッド車、軽自動車除く。新車。以下同じ）、平成30年5月1日～平成31年4月30日の間は、2015年度燃費基準+10%を達成しているガソリン車には本則税率を適用。

(注3)平成29年5月1日～平成30年4月30日の間に車検証の交付等を受ける場合、2015年度燃費基準+10%を達成している車には本則税率を適用。

また、平成30年5月1日～平成31年4月30日の間に車検証の交付等を受ける場合、2020年度燃費基準を達成している車には本則税率を適用。

(注4)ガソリン車、ハイブリッド車及び軽自動車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減車（☆☆☆☆）又は平成30年排出ガス基準50%低減車に限る。

全ての災害に適用

- 住宅ローン減税の適用の特例
- 財形住宅・年金貯蓄の非課税措置の特例
- 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付
- 仮決算の中間申告による所得税額の還付
- 住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等
- 山林に係る相続税の納税猶予等の規模拡大要件の緩和
- 法人税・消費税の中間申告書の提出不要
- 被災酒類に係る酒税相当額の還付方法の簡素化

災害を指定して適用

- ① 被災者の生活再建に資する措置
→「被災者生活再建支援法」の対象となる災害に適用

※被災者生活再建支援法は、私有財産の損害を受けた被災者の生活の再建のために、国・地方公共団体が被災者を救済する枠組み。
 - 住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例
 - 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税
 - 被災者が取得した住宅取得等資金に係る贈与税の特例
 - 建築工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税
 - 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付
- ② 事業者の再建等に資する措置
→「特定非常災害特別措置法」の対象となる災害に適用

※特定非常災害特別措置法は、地域全体の日常業務や業務環境の破壊等、著しく異常かつ激甚な非常災害があった場合に、被災者や被災法人の権利利益の保全等を図る枠組み。
 - 買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長
 - 被災代替資産等の特別償却
 - 特定地域内の土地等の評価に係る相続税・贈与税の基準時の特例等
 - 消費税の課税事業者選択届出書の提出等に係る特例
- ③ 他法令の仕組みを前提としている措置
 - 被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例（被災市街地復興特別措置法）
 - 事業承継税制（相続税・贈与税）における事業継続要件等の緩和（一部の要件について、中小企業信用保険法が前提。その他の要件については、全ての災害に適用。）
 - 公的貸付機関等・金融機関が行う特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税（激甚災害法）

国税犯則調査（査察調査等）の手続の見直し（案）

- 経済活動のICT化・多様化等の進展に伴い、犯則事件を取り巻く環境も急速に変化している。
- 他方、国税犯則取締法については、昭和23年の改正以降、大幅な改正がなされておらず、こうした環境変化に対応した証拠収集が困難となってきた。

経済活動のICT化

パソコン等の差押えにより、業務に著しい支障が生じるおそれがある、又はパソコン等を差し押さえても、外部のサーバに保存されている電磁的記録を証拠化できない 等の問題が生じている。

平成23年の改正で刑事訴訟法に措置された電磁的記録の証拠収集手続にならい、証拠収集手続の整備を図る

経済活動の多様化

犯則嫌疑者が置き去った物件を領置できない、夜間に犯則調査を開始することができない 等の問題が生じている。

関税法に定める犯則調査手続にならい調査手続等の整備を図る

その他

規定が片仮名・文語体である 等

その他所要の整備を図る